

中国四国防衛局達第 1 1 号
改正 平成 2 9 年 3 月 3 1 日中国四国防衛局達第 6 号
改正 令和 3 年 3 月 3 1 日中国四国防衛局達第 1 0 号
改正 令和 5 年 6 月 1 5 日中国四国防衛局達第 8 号

駐留軍航空機事故等緊急対策本部の設置に関する規則を次のように定める。

平成 2 1 年 7 月 3 0 日

中国四国防衛局長 中村 範明

駐留軍航空機事故等緊急対策本部の設置に関する規則

(設置及び任務)

第 1 条 駐留軍航空機事故その他の重大事故（以下「事故」という。）の発生に際し、局長が必要があると判断した場合は、駐留軍航空機事故等緊急対策本部（以下「緊急対策本部」という。）を設置する。

2 緊急対策本部の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本省、現地連絡所、自衛隊の部隊、駐留軍及び地方公共団体等との連絡調整に関すること。
- (2) 事故に伴う各種の被害状況の把握に関すること。
- (3) 所要の備品及び物品等の調達及び支援に関すること。
- (4) その他本部長が指示する事項に関すること。

(緊急対策本部の組織等)

第 2 条 緊急対策本部に、本部長、補佐官、副本部長、総括班、総務班、報道班及び被害対処班を置き、その構成は別紙 1 のとおりとする。

- 2 本部長は、局長をもって充てるものとし、緊急対策本部の事務を掌理する。本部長が出張等で不在若しくは事故等があったときは、総務部長がその職務を行う。
- 3 補佐官は、防衛補佐官をもって充てるものとし、本部長に対し、部隊の運用の見地から助言を行う。
- 4 副本部長は、全ての部長をもって充てるものとし、本部長を助け、緊急対策本部の事務を整理する。
- 5 各班の班長は、班の事務を指揮監督する。
- 6 各班の副班長は、班長を助け、班の事務を整理する。
- 7 緊急対策本部の構成員（以下「緊急対策本部員」という。）は、出張等で不在の場合に備え、代理者をあらかじめ指名しておくものとする。
- 8 本部長は、事故現場における現地での迅速かつ円滑な活動を期すため、必要に応じて現地連絡所を設置することができる。
- 9 現地連絡所の長は、企画部次長を、副所長は、本部長が指定する防衛事務所長をもって充てるものとする。

(総括班の業務)

第3条 総括班は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 総務班、報道班及び被害対処班との連絡調整に関する事。
- (2) 事故に係る情報の收受、事実照会、本省及び駐留軍との調整並びに事故情報の収集、分析、整理、記録及び管理に関する事。
- (3) 自衛隊の部隊との連絡調整及び要請に関する事。
- (4) 本部会議の主宰に関する事。

(総括班の構成)

第4条 総括班の構成は、次のとおりとする。

- (1) 班 長 企画部次長 (業務課担当)
- (2) 副班長 企画部次長
業務課長
- (3) 班 員 総務課総合調整官 (4名)
地方調整課課長補佐 (連絡調整担当)
地方調整課連絡調整係長
業務課課長補佐 (業務、事故補償担当)
業務課業務係長
業務課事故補償第1係長
業務課事故補償第2係長
業務課課長補佐 (漁業補償担当)
業務課漁業補償第1係長
業務課漁業補償第2係長
業務課漁業補償第3係長
班長が指定する者

(総務班の業務)

第5条 総務班は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 緊急対策本部及び現地連絡所の設営に関する事。
- (2) 緊急対策本部の業務に関連する会計経理に関する事。
- (3) 被害対処班の増員に係る人選及び派遣の支援に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、他の班に属さない業務に関する事。

(総務班の構成)

第6条 総務班の構成は、次のとおりとする。

- (1) 班 長 総務課長
- (2) 副班長 会計課長
- (3) 班 員 総務課課長補佐 (総務、企画、審査担当)

総務課課長補佐（人事、厚生担当）
総務課総務係長
総務課企画係長
総務課人事係長
総務課厚生係長
総務課適格性付与専門官
総務課訟務専門官
会計課課長補佐（総務、会計、管理担当）
会計課課長補佐（出納、審査担当）
会計課総務係長
会計課会計係長
会計課管理係長
会計課出納係長
会計課審査係長
班長が指定する者

（報道班の業務）

第7条 報道班は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 事故に係る公表に関すること。
- （2） 報道機関の対応に関すること。
- （3） 局に寄せられた住民等からの苦情処理に係る窓口業務に関すること。

（報道班の構成）

第8条 報道班の構成は、次のとおりとする。

- （1） 班 長 報道官
- （2） 副班長 地方調整課地方協力確保室長
- （3） 班 員 総務課審査係長
地方調整課地方協力確保室室長補佐
地方調整課地方協力確保室協力確保第1係長
地方調整課地方協力確保室協力確保第2係長
地方調整課地方協力確保室企画調整係長
班長が指定する者

（被害対処班の業務）

第9条 被害対処班は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 事故現場に急行し、事故現場の状況の把握及び緊急対策本部への連絡等に関すること。
- （2） 事故現場の周辺における事態の推移の掌握に関すること。
- （3） 事故現場の周辺地域を管轄する所轄警察署、所轄消防署、海上保安官署等関係機関の事故情報の収集等に関すること。

- (4) 関係地方公共団体、自治会、漁業協同組合等関係機関への説明及び折衝等に関すること。
- (5) 被害者等への見舞い等、生活支援、家屋の焼失等に対する応急措置等に関すること。
- (6) 人身被害の賠償調査に関すること。
- (7) 財産被害の賠償調査に関すること。
- (8) 環境汚染及びインフラ被害等専門知識を必要とする調査に関すること。

(被害対処班の構成)

第10条 被害対処班の構成は、次のとおりとする。

- (1) 班 長 地方調整課長
- (2) 副班長 地方調整課基地対策室長
- (3) 班 員 地方調整課課長補佐（総務、企画担当）
地方調整課総務係長
地方調整課企画係長
地方調整課基地対策室室長補佐（基地対策第1担当）
地方調整課基地対策室室長補佐（基地対策第2～第4担当）
地方調整課基地対策室基地対策第1係長
地方調整課基地対策室基地対策第2係長
地方調整課基地対策室基地対策第3係長
地方調整課基地対策室基地対策第4係長
班長が指定する者

2 被害対処班は、次に掲げるグループについて、事故の状況を踏まえ組織することができ、当該組織されたグループは被害対処班に属するものとする。ただし、組織されたグループのグループ員は、緊急対策本部員の扱いとはならない。

情報収集グループ

対外折衝グループ

被害者支援グループ

補償対応グループ

特別技術グループ

3 被害対処班に属する各グループの構成については、別紙2のとおりとする。

(各グループの業務)

第11条 被害対処班に属する各グループは、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 情報収集グループは、第9条第1号から第3号までに規定する業務を行う。
- (2) 対外折衝グループは、第9条第4号に規定する業務を行う。
- (3) 被害者支援グループは、第9条第5号に規定する業務を行う。
- (4) 補償対応グループは、第9条第6号に規定する業務を行う。
- (5) 特別技術グループは、第9条第7号及び第8号に規定する業務を行う。

(勤務時間外の対応)

第12条 勤務時間外(平日の8時30分から18時15分までを除く。)で事故が発生した場合、本部長(本部長が指示できないときは総務部長)は別紙3を基準として非常勤務態勢の発動を指示する。

2 参集者が局に参集するまでの間、局当直員が初動対応を行うものとする。

3 非常勤務態勢が発動された場合、参集者は、特別の事情がある場合を除き、速やかに登庁するものとし、登庁後、業務課長の指示により、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 初動対応業務

(2) 情報収集業務

(3) 報道対処業務

(4) その他緊急対策本部設置までに必要な業務

(細部の実施規定)

第13条 本部長は、この達に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な事項を定めることができる。

2 この達の実施に関し必要な細部事項は、副本部長(企画部長)が別に定める。

3 本部長は、この達によりがたい場合には、この達の趣旨に則り、その他中国四国防衛局の関係規則等に代えることができる。

附 則

この達は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この達は、平成29年4月1日から施行する。

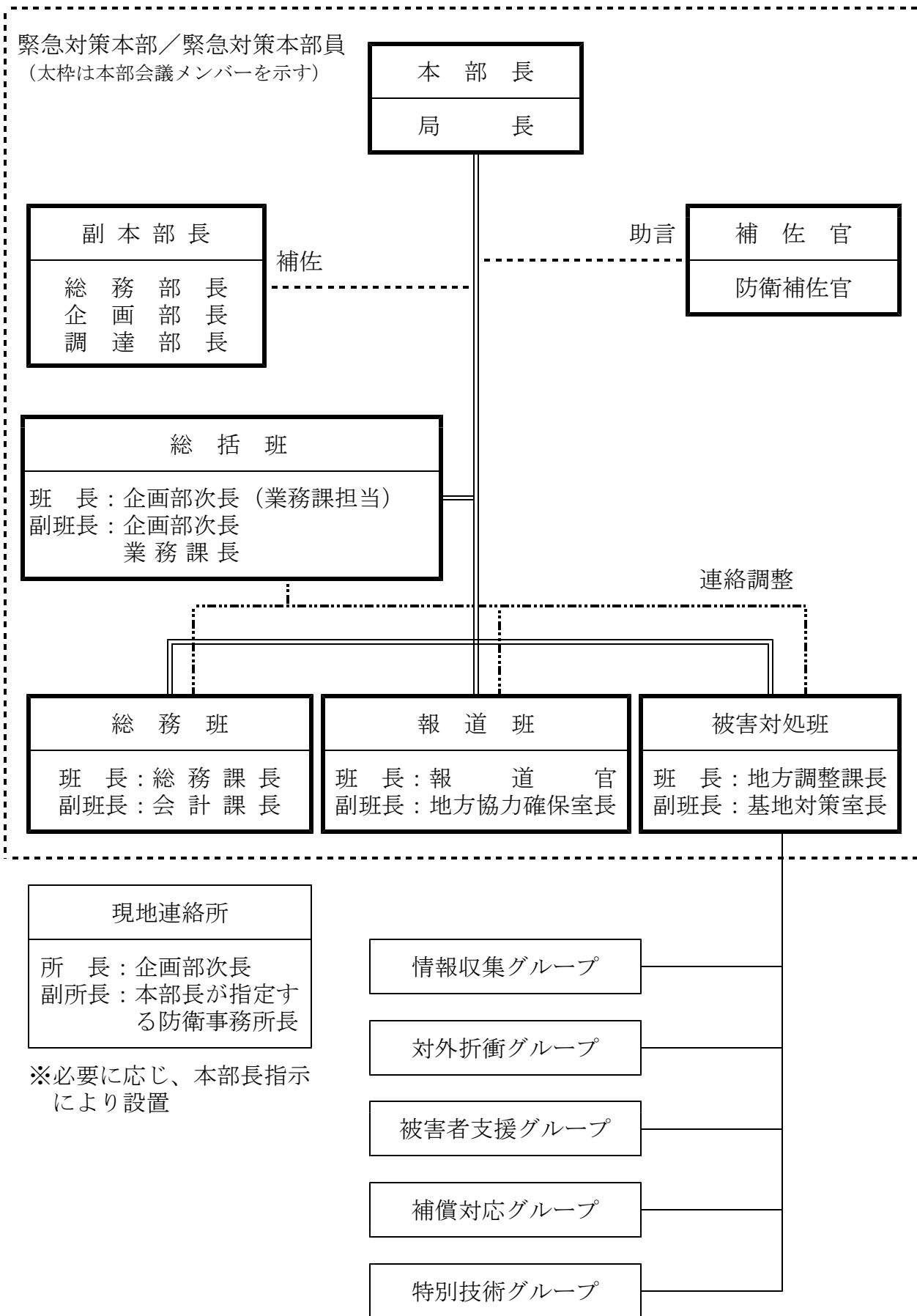
附 則

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和5年6月15日から施行する。

駐留軍航空機事故等緊急対策本部等構成表



※ 各グループは、事故の状況を踏まえて招集される。

被害対処班が組織するグループ構成表

情報収集グループ	グループ長	施設管理課長
	グループ員	グループ長が指定する者
対外折衝グループ	グループ長	施設企画室長
	グループ員	グループ長が指定する者
被害者支援グループ	グループ長	施設取得課長
	グループ員	グループ長が指定する者
補償対応グループ	グループ長	防音対策課長
	副グループ長	契約課長
	グループ員	グループ長が指定する者
特別技術グループ	グループ長	調達計画課長
	副グループ長	周辺環境整備課長
	グループ員	グループ長が指定する者

※1 各グループは、事故の状況を踏まえて招集される。

※2 各グループ員の構成については、第13条第2項で副本部長（企画部長）が別に定める細部事項で定める。

勤務時間外における職員の参集範囲

区 分	参 集 者	
	本 局	各防衛事務所(※1)
第1種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 局長 ・ 防衛補佐官 ・ 総務部長 ・ 企画部長 ・ 調達部長 ・ 企画部次長（2名） ・ 総務課長 ・ 地方調整課長 ・ 業務課長 ・ 報道官 ・ 総務課課長補佐（総務、企画、審査担当） ・ 地方調整課課長補佐（総務、企画担当） ・ 業務課長を除く同課職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所長 ・ 次長（※2） ・ 所長が指定する職員
第2種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急対策本部員 ・ 第10条第2項に基づき、事故の状況を踏まえ組織されたグループのグループ長及びグループ員 	
第3種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全職員

※1 各防衛事務所における対応は、管轄内（ただし、玉野防衛事務所は岡山県内に限る）で発生した事故の場合に限る。

※2 玉野防衛事務所を除く。

※3 休職者、病気休暇者、育児休業者及び本省における研修参加者等を除く。

◆ 参集範囲の目安は、次のとおり。

第1種： 航空機事故等が発生したとの情報が局には入ったが、その規模及び被害の程度等その他の情報もいまだ不明の状況の場合

第2種： 航空機事故等が発生し、明らかに人身被害が生じていることが判明している状況の場合

第3種： 事故及びその周辺に与えた被害が極めて甚大であり、局全体として対応する必要が特に認められる場合